

こもの福王アベレージラリー-2018

開催日：2018年12月8日

主催：トライアルスタッフオン！

後援：菟野町 協力：チーム福王

特別規則書（草案）



公 示

本競技会は、FIAの国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則（2018年日本ラリー選手権規定）、および本大会特別規則に従い開催される。

第1条 競技会の名称

こもの福王アベレージラリー2018

第2条 競技種目

ラリー（四輪自動車によるリライアビリティラン）

第3条 競技会の格式

JAF公認クロード格式競技 公認番号：2018-

第4条 開催日程

2018年12月8日（土）

第5条 開催場所および競技距離

三重県三重郡菟野町周辺 菟野町農村環境改善センターを起点とする 約90km

第6条 競技内容

第一種アベレージラリー コースの総距離：約90km 路面の種類：舗装路

第7条 オーガナイザー

JAF公認 加盟クラブ トライアルスタッフオン！（ON!） 代表者 竜田 健
〒513-0041 三重県鈴鹿市長太新町4-2-36 スタッフオン合資会社内

第8条 大会役員

大会 名 誉 会 長：石原 正敬（菟野町長）

大会 名 誉 顧 問：藤田 賢吾（菟野町議会議員）

組 織 委 員 長：竜田 健

組 織 委 員：齋藤 雅輝 安田 暢明 前田 健吾

第9条 競技会主要役員

審査委員会

審査委員長：鈴木 謙二（RMN）

審査委員：内田 博章（RMN）

主要オフィシャル

競 技 長：竜田 健（ON!）

副 競 技 長：齋藤 雅輝（ON!）

事 務 局 長：安田 暢明（ON!）

コース委員長：前田 健吾（TSY）

計時委員長：馬場 和人（ON!）

技術委員長：中根 敏晴（ON!）

救急委員長：竜田 真由美（ON!）

第10条 参加申込および参加料

参加申込書は当競技会指定のものを使用し、必要事項を漏れなく正確に記載の上、下記の参加申込先に書類は郵送、参加料は下記の銀行口座へ振込む事。

1 参加申込先および問合せ先

〒513-0041 三重県鈴鹿市長太新町4-2-36 スタッフオン合資会社内 トライアルスタッフオン！事務局
Tel 090-4197-6639 Fax 059-385-4047 Email info@staff-on.com WEB www.staff-on.com

2 参加受付期間 2018年9月11日（火）から11月23日（金）まで

3 提出書類 指定参加申込書、車検証の写し 及び 本競技会に有効な任意保険に加入済みの競技参加者は、保険証書または保険の加入を証明できる書類の写し

4 参加料 クローズドクラス 1台15000円

※こもの福王アベレージラリーvol.0、いなべ東近江ラリー2018出場者又は、菟野町在住の方を参加者に含む場合は、1名につき5000円、最大で10000円割り引く。（最低参加料=1台5000円）

5 参加料の支払い方法 銀行振込とする。

振込先口座 三菱東京UFJ銀行 四日市中央支店 普通0541222 口座名義 スタッフオンゴウシガイシャ
※振込手数料は参加申込者負担願います。

第11条 競技会に有効な保険

競技参加者は当該協議会に有効な自動車任意保険（対人賠償・対物賠償・搭乗者保障を含むもの）または共済等に加入する事。上記保険への加入が困難な場合、JMRC中部ラリー互助会への加入を義務付ける。

これらの保険、あるいは互助会への加入の無い場合出走は認められない。

第12条 競技のタイムスケジュール 12月8日（土）

14:30~15:30 受付 池底集落センター（三重郡菟野町池底1152）

15:00~16:00 車両検査

16:00~17:00 初心者講習

17:00~17:30 ブリーフィング

18:01~ スタート

21:30~ ゴール（1号車予定）

22:00 暫定結果・再車両検査

22:30~ 表彰式

第13条 賞典

クローズドクラスA B それぞれ1位~3位 主催者賞

第14条 参加資格

参加車両に有効な運転免許証を所持している事。乗車定員までの同乗を認める。競技ライセンスは必要としない。

第15条 参加車両

2018年JAF国内競技車両規則ラリー車両規定F車両（道路運送車両の保安基準に適合し、公道を走行するに足る条件を満たしている量産車両）で、下記の条件を満たすこと。

1. 車両に装着された騒音防止装置は道路運送車両法の保安基準に適合するものであること。

2. 非常用停止表示板（三角）2枚、赤色灯、非常用信号灯、牽引用ロープ、救急用品を携行していること。

第16条 参加台数

参加台数は、全クラスを通じ最大50台とする。

第17条 クラス区分

排気量区分なし

クローズドクラスA ラリーコンピューター装着

クローズドクラスB ラリーコンピューター無し

注意（車速センサー連動のラリーコンピューターアプリを使用する場合は、ラリーコンピューター装着扱いとする。）

第18条 参加受理

1. 参加受理については原則HPにて公表する。

アドレスWEB www.staff-on.com

2. 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、参加料および提出書類は一切返還されない。
3. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
4. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までに競技会審査委員会が認めた場合変更できる。
5. オーガナイザーは競技参加者に対して、その理由を明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

第19条 競技会受付（参加確認受付）

競技会受付では、参加受理書、運転免許証・参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証

ラリー競技に有効な自動車保険証書（加入が明確に確認できるもの、写し等は不可）等必要書類を速やかに提出すること。

第20条 車両検査

技術委員により参加車両の検査を行う。車両検査の可否の最終的な判定は技術委員長の判断となる。

1. 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の場所で受けなければならない。車両検査を受けていない場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く）および車両検査不合格の場合（競技会審査委員会は規則に合致させるための限られた修復時間を与える場合がある）はそれ以降の出走はできない。
2. 出走前車両検査は第15条、第31条および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
3. ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う場合がある。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。最終車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従うこと。その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費用は全て競技参加者の負担とする。
4. カーナンバーはオーガナイザーが決定する。オーガナイザーより配布されたゼッケン、JAF公認競技会之証、広告是指定された位置に正しく貼付されなければならない。

第21条 チェックポイント（CP）

1. CP（計時地点）はCP看板又は白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。
2. CPには逆進入および並進入してはならない。並進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない（CP不通過）。
3. CPではオフィシャルの指示に従い、チェックライン通過後、計時車付近で停止し、チェックカードの交付を受けること。また、計時車両付近で後退してはならない。
4. チェックカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
5. チェックカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、計時を受けたCP責任者（CPチーフ）に対して行うものとする。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行き、CP役務を妨げてはならず、請求に要した時間は考慮されない。
6. CPは先頭スタート車の到着予定時刻20分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時刻の20分後に閉設される。
7. CPチーフは、CP付近での違反行為・ルールや指示の無視・著しい車体や保安部品や排気系統の破損・故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告またはペナルティを課す権限を有する。
8. 申告CP（秒計時）を置く場合がある。申告CPでは算出した正解通過時刻を自らが申告し、オフィシャルに申告した時刻を記入したチェックカードの交付を受けること。

第22条 パスコントロールポイント（PC）

ルート上にPC（指示速度変更地点）を設定し、指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、PCの確認はクルーの義務とし、PCが目標物の場合は原則として進行方向の左側より設置されているものとする。

第23条 計時

1. オフィシャルの用意する時計（公共の電波等を用いて校正されたものに限る）によって計時される。
2. 計時は、車両の前輪の中心がチェックラインを通過した時刻を計測する。
3. CPにおける計時は、秒未満を切り捨てる。
4. CPのスタート時刻は、チェックカードに記入された時刻とする。

第24条 減点

原則として、各CP間において、正解所要時間と各クルーの所要時間の差、早遅1秒につき1点の減点とし、各CP間の減点を加算して合計減点とする。

第25条 ペナルティ

下記の行為をオフィシャルが確認した場合、その判断により次のとおりペナルティが課される。

1. 受付、タイムカードまたはコントロールシート提出に遅れた場合、1分につき10点。
2. 競技参加者およびクルーがブリーフィングに遅刻した場合、競技会審査委員会の裁定により失格を上限、60点を下限とする。
3. チェックカード、コントロールシートの計算誤りをした場合、1ヶ所につき10点。
4. 第29条罰則において課されるペナルティ。

第26条 順位決定

減点合計とペナルティの和をもって総減点とし、総減点の少ないものを上位とする。

総減点と同じ場合は下記の順により順位を決定する。

1. 0減点区間が多い者。
2. ペナルティの少ない者。
3. 各区間の二乗減点の合計が少ない者。
4. 競技会審査委員会の決定による。

第27条 リタイヤ・競技の離脱

1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面（リタイヤ届）をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会事務局（大会本部）に連絡すること。
2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼付物を取り除くこと。

第28条 競技の中断、又は打ち切り

1. 競技会審査委員会は保安上もしくは不可抗力などにより競技の運営に支障がある場合、競技会の延期、中止、短縮および内容の変更を決定することができる。
2. 延期されたために競技会への参加が不可能となった場合、オーガナイザーの指示する期間内に返還請求を行うことにより参加料は返還される。
3. 中止になった場合、参加料は返還される。
4. 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能になった場合または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなった場合、競技会審査委員会の承認のもと競技長の判断により、打ち切りおよび特定区間の中断を行う。
5. 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点までにおけるものとし競技は成立する。また、打ち切りおよび

特定区間の中断により、クラスごとに採点される区間が異なる場合がある。

第29条 罰則

下記の事項をオフィシャルに確認された場合、競技会審査委員会の裁定により出場停止（失格）となる。

1. 競技会受付時に不備があるとき。
2. 出走前車両検査において規則に適合しないと判断された場合。
3. 交通事故を起こしたとき、または、道路交通法に違反したとき。
4. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
5. 競技参加者やクルー、その関係者による不正行為があったとき。
6. 著しいマナー違反や競技者としての態度や品行に問題があるとき。
7. 競技中にクルー1名の離脱および乗員または車両を変更したとき。
8. チェックカード、コントロールシートを改ざんしたとき。
9. 車両規則違反が発見されたとき。
10. オフィシャルの重要な指示に従わなかったとき。
11. 各諸規則及び競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。

第30条 サービス（整備作業）

本競技会ではサービスは行わない。

第31条 クルーの装備

安全ベルトは必ず装着すること。本競技会ではヘルメットを着用する区間は設けない。

第32条 一般安全規定

1. 事故や何らかのトラブルにより停止した場合、非常用停止表示板（1つは50m以上手前の停止車両側に配置）・赤色灯・非常用信号灯を用いて後続車両に適切な合図を行わなければならない。
2. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じないように留意すること。
3. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、安全かつすみやかに進路を譲ること。

第33条 抗議

1. 参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断するときは、抗議することが出来る。但し本規則に規定された参加拒否、又は競技役員が課した判定に対する抗議は受け付けない。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に文書に記述し、一件につき20,900円の抗議料を添えて競技長を経て競技会審査委員会に提出しなければならない。
3. 口頭及び連名による抗議は、一切受け付けない。
4. 競技中の過失または反則に関する抗議は、自己のチェックカードまたはコントロールシート提出時間内に行わなければならない。
5. 競技成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
6. 競技会審査委員会の裁定結果は、審査委員長より口頭にて当事者に通告される。

第34条 損害の補償

1. 競技参加者、クルーは参加車両およびその付属品が破損した場合および第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。
2. 競技参加者、クルーはJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち競技役員がその役務遂行に最善を尽くすことはもちろんであるが、競技参加者、クルー、サービス員の負傷、死亡その他車両の損害賠償に対してJAF、オーガナイザー、大会役員、オフィシャル、道路管理者、警察および関係省庁は一切補償責任を負わない。
3. 競技参加者、クルー、サービス員が競技中に起こしたオーガナイザーおよび役員車またその設備や道路関係施設、会場施

設・備品、樹木等の事故はいかなる場合も競技参加者が責任をもって賠償するものとする。

第35条 罰則について

競技参加者、クルー、サービス員などが、F I A国際競技規則、同付則およびJ A F国内競技規則、同付則、競技会特別規則 J A Fの告示、公式通知のいずれかに違反したときはJ A F国内競技規則に従い罰則（訓戒・罰金・競技会出場停止・資格停止・資格取消）が競技会審査委員会またはJ A Fの決定により課される。

第36条 本競技特別規則の解釈

本競技会特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第37条 本競技特別規則の施行ならびに記載されていない事項

1. 本競技特別規則に記載されていない競技に関する事項は、J A F国内競技規則、同付則に従う。
2. 公式通知はその示す範囲において、すでに示された事項に優先する。
3. 各規則書発行後、J A Fによって決定された事項は、すべての規則に優先する。

以上

大会組織委員会